

自主防災組織について

下松市防災危機管理課



目次

- 1 . 自主防災組織とは
- 2 . 自主防災組織の活動内容
- 3 . 設立までの流れ
- 4 . 補助金制度について



1. 自主防災組織とは

自分たちの地域は自分たちで守る
という意識で、住民が**自主的に**
結成し、災害による被害を予防、
軽減するための活動を行う組織



なぜ必要なのか

自助・共助・公助

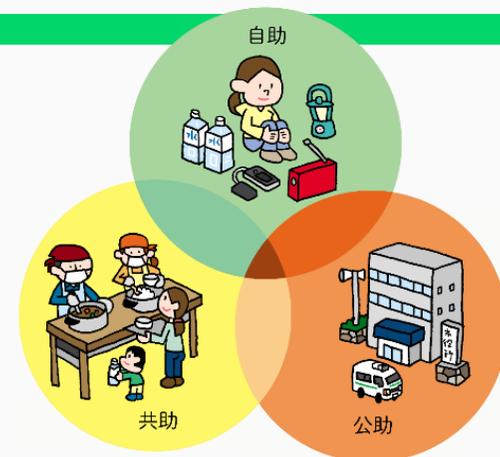


「公助」の限界

- 行政が全ての被災者を支援する事は困難
- 行政が被災する可能性



まず「**自助**」、そして「**共助**」



なぜ必要なのか



自主防災組織が**共助**の中核を担う



市内の組織数は？

令和6年4月1日現在

35団体

(約4割の自治会が所属)



2. 自主防災組織の活動内容

① 平常時の活動

② 災害時の活動



① 平常時の活動

【防災知識の普及】

- 研修会や啓発冊子（チラシ）配布
- 防災訓練の実施



【防災資機材の整備】

- 防災資機材の購入・点検



【防災環境の確認】

- 地域内の危険箇所や避難経路の確認
- 要配慮者の把握



②災害時の活動

- 情報収集、伝達
- 地域の被害状況確認（安否確認）
- 避難誘導
- 要配慮者の支援
- 救出救護
- 初期消火活動
- 炊き出し
- 避難所の運営（補助）



3. 設立までの流れ

① 地域で話し合う

② 結成届を提出する



① 地域で話し合う

まず、災害や地域の危険箇所について勉強し、防災活動の必要性について考えましょう。

そして、地域の実情に合わせて、組織や活動をどのようなものにするか話し合ひましょう。

種類	説明
重複型	自治会役員がそのまま組織の役員を兼務
内部組織型	自治会長が組織の会長を兼ね、その下に独自の役員を設置
別組織型	自治会等が中心となり、別組織として立ち上げ



② 結成届を提出する

【必要書類】

- 自主防災組織結成届
- 規約の写し
- 役員名簿及び組織編制図
- 活動内容



規約（例）

例

〇〇自治会自主防災会規約

（設置目的）

第1条 「自分達の地域は自分達で守る」を合言葉に、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な地域防災活動と地域福祉活動を密接な連携のもとに積極的に進め、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、自ら、火災その他の災害（以下「災害等」という。）に備えるための手段を講じ、自発的な防災活動を行うことにより、災害等による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（組織の名称）

第2条 この会は、〇〇自治会自主防災会（以下「会」という。）とする。

（会員）

第3条 自治会（以下「自治会」という。）の会員は、全員、本会に入会するものとする。

（組織とその任務）

第4条 会に会長、副会長及び班長を置く。

- 2 会長及び副会長は自治会役員の中から選任し、班長は会長が任命する。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を統括し、災害等の発生時における応急活動の指揮にあたる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 班長は、日頃から班員と連絡を密にし、状況把握に努め、災害等の際には会長の命令のもと班員を掌握し活動にあたる。

（事業）

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害予防対策に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の整備に関すること。
- (5) 災害等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、初期消火等応急対策に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

（各世帯の協力）

第6条 自治会の各世帯は、いつでもどこでも災害に対処できるよう、日常の備えと心構えを身につけるとともに、会の指示に従い、その活動が円滑に遂行できるよう協力するものとする。

（費用）

第7条 会の運営に関する経費は、自治会一般会計よりこれに充てる。

（運営及び活動）

第8条 会の運営及び活動は会員が協議のうえ定める。

附 則

この規約は令和 年 月 日から施行する。



役員名簿（例）

〇〇自治会自主防災会役員名簿

職名	氏名（又は役職）	連絡先
会長	鈴木 一郎	44-〇〇〇〇
副会長	佐藤 花子	45-〇〇〇〇
会計	田中 次郎	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
監査	□□ □□	—
1班 班長	□□ □□	〇〇-〇〇〇〇
⋮		
8班 班長	□□ □□	—
(情報 担当)	(□□ □□)	(〇〇-〇〇〇〇)
(情報 担当)	(□□ □□)	(〇〇-〇〇〇〇)
(避難誘導 担当)	(□□ □□)	(〇〇-〇〇〇〇)
(避難誘導 担当)	(□□ □□)	(〇〇-〇〇〇〇)
(避難誘導 担当)	(□□ □□)	(—)
(炊き出し 担当)	(□□ □□)	(—)
(炊き出し 担当)	(□□ □□)	(〇〇-〇〇〇〇)
(避難所運営 担当)	(□□ □□)	(〇〇-〇〇〇〇)
(避難所運営 担当)	(□□ □□)	(〇〇-〇〇〇〇)

※ 連絡先の記載を希望しない場合は記載不要とし、—を記載

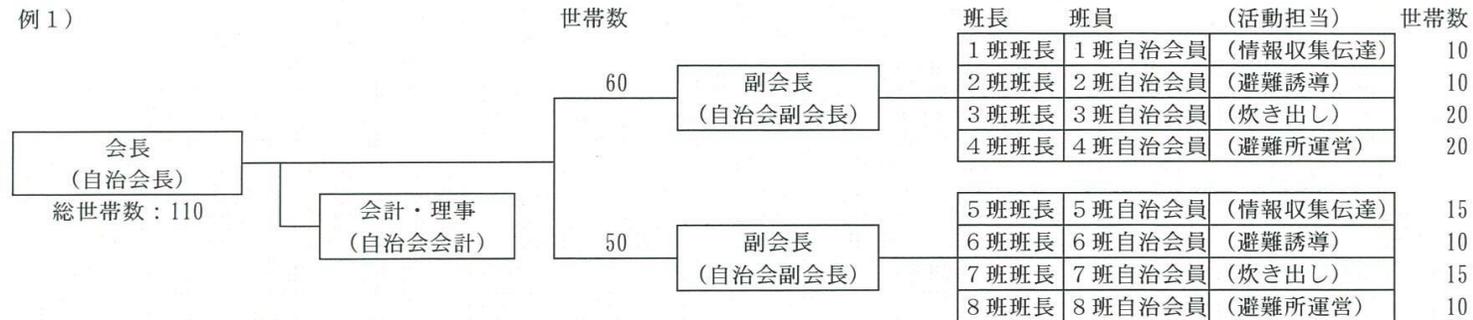
※ () 内の活動担当の割り当ては任意



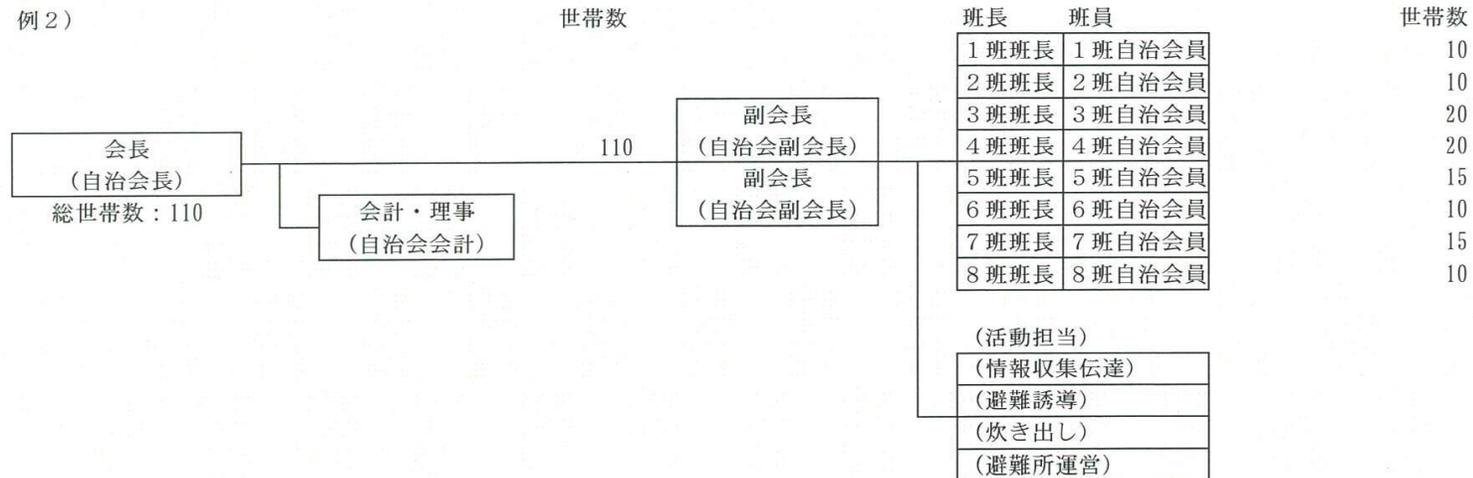
組織編制図 (例)

〇〇自治会自主防災会組織図

例1)



例2)



※ () 内の活動担当の割り当ては任意



活動内容（平常時）

〇〇自治会自主防災会活動内容

【平常時の活動】

活動項目	活動内容	具体例
防災知識の普及	防災に関する正しい知識の普及を図るため、研修などを実施する。	防災リーダーの育成（防災士資格取得）
		研修会や説明会などの開催
		防災啓発冊子（チラシ）の作成、配布
家庭の安全点検	各家庭の災害時の安全対策について啓発、点検する。	火災警報器、家具の固定、非常持ち出し袋の準備
防災訓練の実施	非常時に迅速な防災活動が行えるよう、必要な知識や技術を身につけるための訓練を実施する。	避難訓練、情報伝達訓練
		災害発生を想定した図上訓練
		救急救命講習、消火訓練
		炊き出し訓練、避難所運営（補助）訓練
		土のう作成、設置訓練
防災資機材の整備	地域内における防災活動で使用する資機材を整備する。	防災資機材の購入、保管
		定期的な点検（訓練）
防災環境の確認	防災体制や地域内の危険箇所、避難経路等について確認する。避難等に支援が必要な方について対応を確認する。	緊急連絡網、防災担当者名簿の整備、確認
		危険箇所等の巡回、点検
		危険箇所等マップの作成
		要配慮者の避難支援要領の作成
		要配慮者の把握（関係者リスト作成）



活動内容（非常時）

【非常時の活動】

活動項目	活動内容	具体例
情報収集伝達	防災に関する情報を収集し、住民や行政に伝達する。	気象警報や市からのお知らせ等の情報収集、伝達
		地域の被害状況確認（安否確認）
避難誘導	住民を安全な場所へ避難誘導する。	避難の声掛け、誘導（場合により搬送）
		要配慮者の見守り支援
救出救護	消防団との協力の下、負傷者を救出、救護する。	負傷者の救出、搬送
		応急手当
火災防止	消防団との協力の下、火災発生を未然に防止する。	火の元確認呼びかけ
		初期消火活動
炊き出し	被災者への炊き出しを実施する。	食材等の必要物資調達、炊き出し
避難所運営（補助）	避難所を開設、運営（補助）する。	地区集会所等を活用した自主避難所の運営
		地域の指定避難所の運営（補助）

※ 上記の活動はあくまで例示であり、自主防災組織ごとに活動を決定し、記載してください。

※ 記載した活動の実施について、自主防災組織に義務付けられるものではありません。



4. 補助金制度について

① 補助金の種類

【結成補助金】

【防災資機材購入補助金】

【防災訓練等実施補助金】

【防災士資格取得補助金】



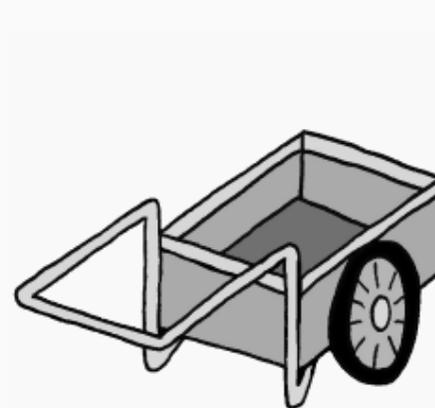
② 申請方法



① 補助金の種類

【結成補助金】

- 補助対象
資機材等の整備
- 補助金額



購入額又は世帯数×500円+50,000円
のいずれか低い額（※上限100,000円）

※結成年度1度のみ



① 補助金の種類

【防災資機材購入補助金】

- 補助対象
資機材等の整備
- 補助金額
購入額の2/3又は50,000円
のいずれか低い額

※各年度1度（結成2年目から）



防災資機材とは？

ベスト、キャップ、ヘルメット、腕章、ハンドマイク、無線機、テント、防水シート、土のう袋、はしご、救助用ロープ、スコップ、のこぎり、バール、つるはし、ジャッキ、担架、救急セット、懐中電灯、給水タンク、消火器、消火ホース、バケツ、非常食、毛布、ラジオ、乾電池、簡易トイレ、非常用バッテリー、発電機、

その他市長が必要と認めたもの



① 補助金の種類

【防災訓練等実施補助金】

- 補助対象

防災訓練、防災会議等の実施

- 補助金額

参加人数×200円又は50,000円

のいずれか低い額

※各年度2回実施分（延べ人数）



① 補助金の種類

【防災士資格取得補助金】

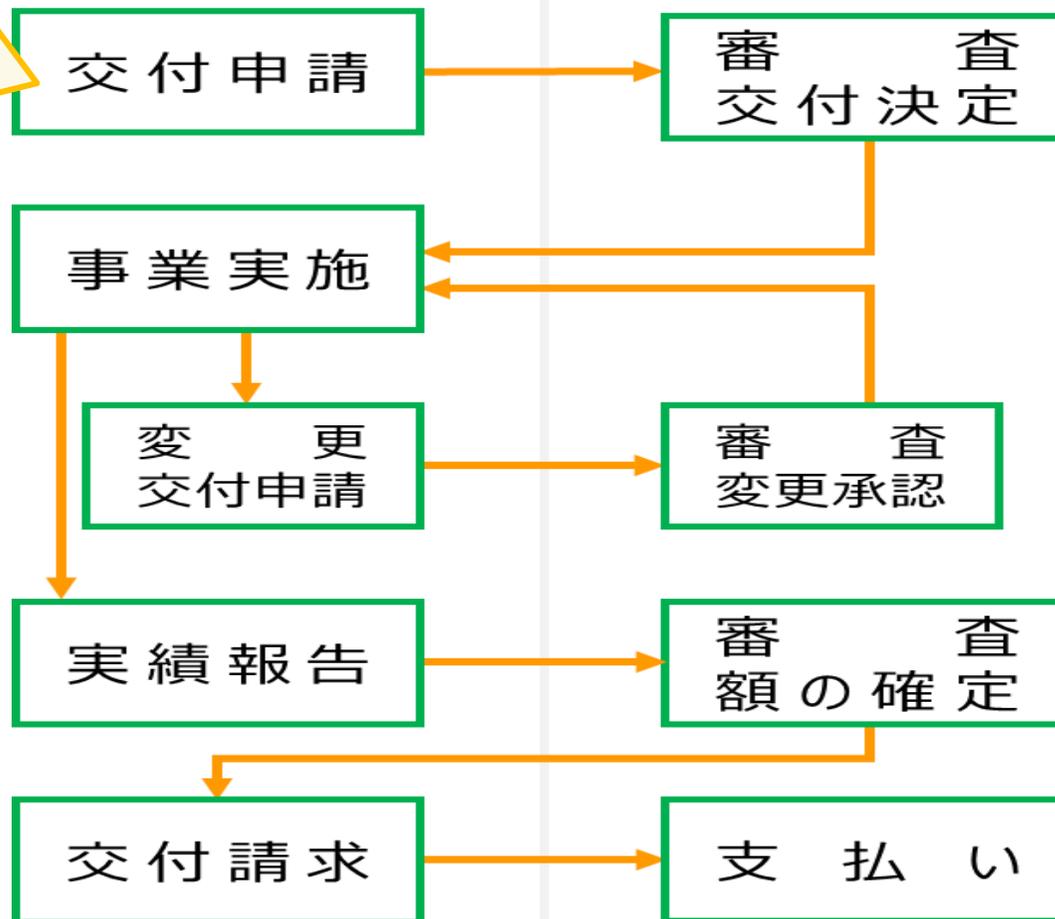
- 補助対象
防災士資格の取得に係る費用
- 補助金額
教材費、受験料、防災士登録料



② 申請方法

市防災危機管理課に
ご連絡ください！
窓口：市役所3階③
電話：45-1832

【 自 主 防 災 組 織 】 【 下 松 市 】



災害備蓄品（食料）の交付

令和5年度
から実施！

■ 配布する備蓄品

アルファ化米（わかめご飯、白がゆ）

■ 申請方法

市防災危機管理課へ申請書を提出

■ 注意事項

出水期過ぎる(10月末)まで各自主防災組織で備蓄し、その後訓練等で使用する。

